

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第94条第2項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会（仮免許証の再交付については、兵庫県警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標準処理期間： <ul style="list-style-type: none">○ 本免許証の再交付（他府県からの転入同時を含む。）<ul style="list-style-type: none">・ 即日 警察本部の運転免許更新センター及び免許センターでの申請（他府県からの転入同時の場合は即日交付できない場合がある。）・ 申請日から15日 警察署（佐用警察センターを含む。）窓口での申請○ 仮免許証の再交付<ul style="list-style-type: none">・ 即日交付（警察本部の運転免許試験場及び但馬運転免許センターでの申請）
申 請 先： <ul style="list-style-type: none">○ 本免許証の再交付 警察本部明石運転免許更新センター、阪神運転免許更新センター、神戸優良・高齢運転者運転免許更新センター、姫路優良・高齢運転者運転免許更新センター、但馬運転免許センター及び住所地进行を管轄する警察署（佐用警察センターを含む。）の窓口で行うことができます。○ 仮免許証の再交付 警察本部の運転免許試験場及び但馬運転免許センター
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部交通部運転免許課免許管理係 078-912-1628（内線273） ※ 仮免許証の再交付は 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場免許作成係 078-912-1628（内線492）
備 考：